

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程

平成29年4月1日

規程第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則（平成29年規程第7号。以下「職員就業規則」という。）第29条に基づき、職員就業規則第3条第1項、第2項及び第3項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）の他の規程の定めるところによるほか、法令に抵触しない限りにおいて大阪府の例による。

(令元規程2・一部改正)

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額とする。

3 諸手当は扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、災害派遣手当、初任給調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、奨励金とする。

(令元規程5・一部改正、令3規程4・一部改正)

(給料の支給方法等)

第4条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、毎月17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に支払う。

(平29規程60・一部改正)

第5条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給及び降給等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職又は死亡したとき、又は解雇（職員就業規則第19条第2号に該当する場合又は懲戒解雇を除く。）された場合には、その月の末日までの給料を支給する。

- 3 職員が転籍出向を命ぜられた場合、又は解雇（職員就業規則第19条第2号に該当する場合又は懲戒解雇に限る。）された場合には、その日までの給料を支給する。
- 4 前3項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から地方独立行政法人大阪健康安全基盤合研究所職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（平成29年規程第25号。以下「勤務時間規程」という。）第5条第1項、第3項及び第5項に規定する週休日（以下「週休日」という。）（当該週休日に係る同規程第6条に規定する休日の振替を指定された場合は、当該週休日に代わる日）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 5 職員が給与期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によつて支給する。
 - 一 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - 二 育児休業（地方独立行政法人大阪健康安全基盤合研究所職員の育児休業等に関する規程（平成29年規程第20号。以下「育児休業等規程」という。）第3条に規定する育児休業をいう。以下同じ。）を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - 三 出向の終了により職務に復帰し、法人が給与の支給をする場合（地方独立行政法人大阪健康安全基盤合研究所出向規程（平成29年規程第15号）第2条に規定する出向をいう。）
 - 四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 6 休職にされ、育児休業をし、高齢者部分休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合は、その給与期間中の給料をその際支給する。

（令3規程12・一部改正）

（給与の支払）

- 第6条 職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条の規定による労使協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与から控除する。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座又は貯金口座への振込みの方法により支給することができる。

（非常時払）

- 第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。
- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。

- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷の費用にあてるとき。
- 四 その他法人が特に必要と認めるとき。

(給料の適用範囲)

第8条 職員には、所定の労働時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 給料は、給料表に定める職務の級及び号給に対応する給料月額により支給する。
- 3 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるものとする。
 - 一 研究職給料表（別表第1）
 - 二 事務職給料表（別表第2）
 - イ 事務職（1）給料表
 - ロ 事務職（2）給料表
 - 三 医療職（2）給料表（別表第3）
- 4 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第4)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(初任給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定めるところにより決定する。

- 2 職員が一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第10条 職員の昇格及び降格は、別に定めるところにより決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから同日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員を昇給させる場合の号給数は、4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0」とする。

(令元規程4・一部改正)

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給日)

第12条 前条第1項に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。ただし、法人が特に認めた場合にはこの規定にかかわらず行うものとする。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 60歳以上の父母及び祖父母

五 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については、一人につき6,500円、(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(平30規程20・一部改正)

(地域手当)

第14条 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11.8を乗じて得た額を職員に対して支給する。

2 前項について、東京都特別区域に在勤する職員に適用される支給割合は100分の16とする。

(令元規程5・一部改正)

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っている職員

二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があるとして法人が認めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から1万6,000円を控除した額

ロ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万1,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員

前号の規定により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(令元規程5・一部改正)

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関

等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 その者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより、通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあつては、43,600円を超えない範囲内で別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(ただし、1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額を支給対象期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（職員の住居から配偶者の住居までの間の最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で次の各号の交通距離の区分に応じて加算額を加算した額）とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

3 職員以外の法人職員等であった者から、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して法人が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があるとして法人が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任の届出)

第18条 新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、配偶者等との別居の状況等を速やかに法人に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

(単身赴任手当の支給方法等)

第19条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第17条第1項又は第3項の職員たる要件

を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

（災害派遣手当）

第20条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する場合を含む。)に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。

- 2 災害派遣手当の日額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内で、次のとおり定める。

滞在した期間 利用施設の区分	30日以内 の期間	30日を超え 60日以内の 期間	60日を超え る期間
公用の施設又はこれに 準ずる施設	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設	6,620円	5,870円	5,140円

備考 この表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業等の施設以外の施設をいう。

（初任給調整手当）

第20条の2 初任給調整手当は、研究職給料表の適用を受ける職員であって、医師免許を必要とする職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められるものに、新たに採用された職員に対して月額251,200円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から21年を経た日から、1年ごとにその額を減じて支給する。

- 2 初任給調整手当の支給に関してこの規程に定めのない事項については、大阪府の例による。

(令元規程 5・一部改正)

(時間外勤務手当)

第 21 条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に、当該勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務

100 分の 125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 育児休業等規程第 15 条の規定により育児短時間勤務の申出を行い承認を受けた職員(同規程第 19 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所再雇用職員就業規則(平成 29 年規程第 9 号)第 9 条第 1 項第 2 号に規定する再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、前項第 1 号中「100 分の 125」、第 2 号中「100 分の 135」とあるのはいずれも「100 分の 100」とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、勤務時間規程第 6 条の規定により、あらかじめ同規程第 5 条第 2 項から第 5 項の規定により割り振られた 1 週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した週における次条第 1 項に規定する休日勤務手当の支給されることとなる勤務の時間数に相当する時間(当該時間が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間を超える場合は当該全時間)を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び再雇用短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が 3 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務(勤務時間規程第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日(同規程第 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては別に定める日)を除く。)の時間及び割振り変

更前の勤務時間を超えてした勤務の時間（割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した週における次条第1項に規定する休日勤務手当の支給されることとなる勤務の時間数に相当する時間（当該時間が割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間を超える場合は当該全時間）を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務時1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務として支給する。

一 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

二 割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5 時間外勤務手当の支給に関してこの規程に定めのない事項については、大阪府の例による。

（令3規程12・一部改正）

（休日勤務手当）

第22条 勤務時間規程第14条に規定する休日（休日の振替を行った場合は、当該休日に代わる日）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 前項に定める場合であって、休日に勤務することを命ぜられた時間が深夜である職員には、当該深夜の時間について勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前項に定める休日勤務手当に加算して支給する。

3 給与期間内に休日勤務を命ぜられた場合、その命ぜられた時間にかかる実績額を集計した額は、当該給与期間における給与支給日の翌月の給与支給日に支給する。

（管理職手当）

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき別表第5に定める職にある職員（以下「管理職員」という。）に対して支給する。

2 別表第5に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

3 管理職手当の月額は、管理職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第6の管理職手当の月額欄に定める額とする。

4 管理職手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。ただし、退職し、解雇（就

業規則第19条第2号に該当する場合又は懲戒解雇を除く。)された場合には、その日まで支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員が臨時又は緊急の必要により勤務時間規程第5条第1項、第3項及び第5項並びに第6条の規定により定められた週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、前条第2項に定める区分に応じ、次に定める額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して、勤務した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ 三種 10,000円

ロ 四種 9,000円

ハ 五種 8,000円

ニ 七種 6,000円

二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、第23条第2項に定める区分に応じ、次に定める額とする。

イ 三種 5,000円

ロ 四種 4,500円

ハ 五種 4,300円

ニ 七種 4,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る第2項の規定による管理職員特別勤務手当は支給しない。

5 管理職員特別勤務手当は、当該給与期間における給与支給日の翌月の給与支給日に支給する。

(令3規程12・一部改正)

(期末手当及び勤勉手当)

第25条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程(平成29年規程第12号。以下「期

未勤勉手当規程」という。)第2条第1項に定めるところにより、支給する。

(奨励金)

第25条の2 外部研修(法人の成果普及、職務上得た知見の社会への還元のため、法人が各種団体・機関等からのセミナー及び講演会等への講師派遣の依頼を受け、職員が講演することをいう。)を命じられ、当該業務に従事した職員に対して、奨励金を給与として支給することができる。

2 前項の奨励金の額は、報酬額(講師派遣依頼者から法人に対して報酬額(交通費相当額は除く。))が支払われる場合に限る。)の5割を上限とする。

(令3規程4・一部改正)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第3条に規定する1週間当たりの労働時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第21条、第22条の規定は、管理職員には、適用しない。

(給与の減額)

第28条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第11条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合、同規程第17条から第20条までに規定する年次休暇、病気休暇、特別休暇若しくは介護休暇が与えられた場合その他勤務しないことにつき法人が承認を与えた場合を除くほか、その勤務しない時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の場合において、減額の基礎となる時間数は、その給与期間内における勤務しなかった総時間数(その総時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた時間数)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、傷病(業務上の傷病及び通勤による傷病を除く。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあっては、1年)を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減ずるものとする。

- 4 給料の半額が減ぜられた場合における地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料の月額は、当該半減後の額とする。

(休職者の給与)

- 第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 前項に規定する場合を除き、職員が職員就業規則第16条第1項第1号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間が1年（結核性疾患による休職である場合にあつては、2年）に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当（以下この条において「給料等」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
 - 3 職員が職員就業規則第16条第1項第2号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 職員が職員就業規則第16条第1項第3号又は第4号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、給料等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
 - 5 職員が職員就業規則第16条第1項第5号又は第6号（法人の運営に寄与する事由によるもので、特に理事長が支給することが必要と認めた場合に限る。）の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、前各項との均衡を考慮し、給料等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
 - 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程（平成29年規程第25号。以下「期末勤勉手当規程」という。）第2条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、死亡したとき、出向を命ぜられ、又は職員就業規則第19条第1項第7号に該当して解雇されたときの期末手当については、当該各項の例による額を支給することができるものとする。

(端数計算)

- 第30条 第26条に規定する勤務1時間につき支給する給与額及び時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合及び第28条により勤務しない1時間につき減額する給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の改定)

- 第31条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(給与支給にかかる経過措置)

- 1 平成29年4月1日の前日に職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号。以下「給与条例」という。)の適用を受けていた大阪府職員が引き続き法人の職員(大阪府からの派遣職員を含む。)となった場合の経過措置等の取扱いについては、給与条例等の例による。
- 2 第23条に定める管理職手当の月額のうち、第8条第3項第二号イの給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものの管理職手当の額は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額からその100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(平30規程19・一部改正・平30規程20・一部改正・令元規程9・一部改正・令2規程12・一部改正、令3規程16)

(大阪市からの承継職員に係る経過措置)

- 3 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する条例(平成28年3月30日大阪市条例第64号)により大阪市職員から引き続き法人の職員となった者(以下「市承継職員」という。)にかかる経過措置等の取扱いについては、給与条例等の例による。
- 4 市承継職員の第3条に規定する給与については、前項により決定された給料月額と、平成29年4月1日時点で大阪市に在籍したと仮定した場合に大阪市から支給される給料月額に改定率1.0485を乗じて得た額(以下「改定率を乗じて得た額」という。)を比較し、改定率を乗じて得た額が高い場合は、改定率を乗じて得た額を用いて支給する。
- 5 前項の規定により、改定率を乗じて得た額を用いて給与が支給される者に対しては、その者の給料月額が第2項により決定された初任給の給料月額から昇給し、改定率を乗じて得た額を上回るまでの間、改定率を乗じて得た額を用いて給与を支給する。
- 6 第3項の規定により、改定率を乗じて得た額を用いて給与が支給される者の地域手当及び期末勤勉手当の算定の基礎となる給料月額は、職員の給与に関する条例(昭和31年条例第29号以下「市職員給与条例」という。)その他の大阪市の関係規程の定めるところによる方法によって算定した額とする。

(大阪市からの派遣職員に係る給与)

- 7 職員就業規則第3条第3項に規定する職員（以下「市派遣職員」という。）の第3条に規定する給与の支給については、第4条に規定する給料の支給方法等、第6条に規定する給与の支払及び第28条第3項及び第4項（期末手当及び勤勉手当の規定を除く。）の給与の減額を除き市職員給与条例その他大阪市の関係規定の定めるところによる。
- 8 前項の規定により、市職員給与条例その他の大阪市の関係規定に基づき市派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これら規程中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に大阪市の任命権者によりこれらの認定を受けているときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。
- 9 前2項に定めるもののほか、市派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当の特例)

- 10 第3条第3項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）がその効力を有する間に限り、特殊勤務手当として次項に掲げる防疫等作業手当を支給する。
- 11 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に関する業務に従事したときの防疫等作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務
- 12 防疫等作業手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円とする。
- 13 防疫等作業手当は、当該給与期間における給与支給日の翌月の給与支給日に支給する。ただし、特別の事情があるときは、理事長が別に定める日に支給する。
(令2規程1・一部改正・令2規程12一部改正)

附則（平成29年規程第60号）

（施行期日）

この規程は平成29年6月21日から施行する。

附則（平成29年規程第69号）

(施行期日等)

- 1 この規程は平成30年1月17日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の規定は平成29年4月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の規定に基づいて平成29年4月1日以後の分として支給された給与は、改正後地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年規程第11号)

(施行期日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第19号)

(施行期日)

この規程は、平成31年3月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年規程第20号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第2号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則 (令和元年規程第5号・一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は令和2年1月27日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程第14条、第20条の2の規定は平成31年4月1日から適用し、第15条、別表第1研究職給料表・別表第2イ事務職(1)給料表・別表第3医療職(2)給料表(第8条関係)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の適用をする場合に

においては、改正前の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日以後の分として支給された給与は、改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年規程第9号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第10号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第16号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和2年7月31日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程附則第10項から第13項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第12号）

（施行期日）

この規程は、令和3年3月29日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、令和3年11月17日より施行する。

附 則（令和3年規程第16号・一部改正）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表第1 研究職給料表（第8条関係）

（平30規程11・全改・令元規程5・一部改正・令元規程11・一部改正）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	144,900	280,900	332,300	339,200	401,400
	2	146,000	283,700	334,600	341,500	404,500
	3	147,200	286,300	337,000	343,700	407,400
	4	148,300	289,100	339,400	345,900	410,500
	5	149,400	291,500	341,400	348,000	413,300
	6	150,700	294,300	343,700	350,300	416,200
	7	152,000	297,200	346,000	352,500	419,100
	8	153,300	300,000	348,300	354,700	421,900
	9	154,400	302,500	350,300	356,900	424,600
	10	156,100	305,500	352,400	359,000	427,400
	11	157,700	308,500	354,500	361,100	430,300
	12	159,300	311,400	356,600	363,300	433,200
	13	160,800	314,100	358,500	365,400	436,100
	14	162,700	317,000	360,400	367,300	439,000
	15	164,600	319,900	362,300	369,300	441,900
	16	166,500	322,700	364,100	371,300	444,800
	17	168,300	325,300	365,800	373,200	447,700
	18	170,500	327,600	367,700	375,400	450,600
	19	172,700	330,000	369,600	377,600	453,500
	20	174,800	332,300	371,500	379,700	456,300
	21	177,000	334,700	373,200	381,700	459,200
	22	179,400	337,000	375,100	383,900	461,900
	23	181,700	339,300	377,000	386,100	464,600
	24	184,000	341,500	378,900	388,300	467,300
	25	186,100	343,700	380,500	390,300	470,000
	26	188,200	345,600	382,200	392,300	472,600
27	190,300	347,600	383,900	394,200	475,100	

	28	192,400	349,500	385,600	396,100	477,700
	29	204,100	351,600	387,200	398,000	480,100
	30	204,100	353,300	388,500	400,000	482,500
	31	204,100	355,000	389,800	401,900	484,900
	32	205,900	356,600	391,100	403,800	487,300
	33	207,900	358,200	392,100	405,700	489,600
	34	210,300	359,900	393,300	407,500	492,000
	35	212,700	361,600	394,500	409,300	494,400
	36	215,100	363,100	395,700	411,100	496,800
	37	217,300	364,600	396,800	413,000	499,300
	38	220,100	366,100	398,300	414,600	501,600
	39	227,500	367,600	399,800	416,200	503,800
	40	227,500	369,100	401,200	417,800	506,100
	41	232,500	370,500	402,500	419,400	508,600
	42	232,500	371,900	403,400	421,000	510,500
	43	234,200	373,400	404,300	422,600	512,200
	44	237,300	374,800	405,200	424,200	514,100
	45	240,000	376,200	405,800	425,800	515,800
	46	242,700	377,800	406,600	427,300	517,100
	47	245,500	379,400	407,400	428,900	518,200
	48	248,200	380,900	408,200	430,500	519,400
	49	250,700	382,100	408,800	431,600	520,700
	50	253,400	383,500	409,400	433,100	521,900
	51	256,300	385,000	410,000	434,600	522,900
	52	259,200	386,400	410,600	436,100	524,100
	53	262,200	387,600	411,200	437,600	525,100
	54	264,300	388,700	411,800	439,000	525,800
	55	266,600	389,900	412,400	440,400	526,400
	56	268,800	390,900	413,000	441,700	527,100
	57	270,700	391,900	413,300	442,800	527,700
	58	273,100	392,800	414,000	444,000	528,300
	59	275,400	393,700	414,700	445,100	528,900

	60	277,700	394,600	415,400	446,200	529,500
	61	279,600	395,200	416,000	447,100	530,300
	62	281,300	396,000	416,200	447,700	530,900
	63	283,000	396,800	416,300	448,300	531,500
	64	284,800	397,600	416,400	448,900	532,100
	65	286,200	398,100	416,500	449,300	532,900
	66	287,500	398,900	416,900	449,800	533,500
	67	288,700	399,700	417,300	450,200	534,200
	68	289,900	400,500	417,700	450,700	535,000
	69	290,800	401,200	417,900	450,900	535,900
	70	292,100	401,900	418,200	451,300	536,600
	71	293,400	402,600	418,500	451,700	537,300
	72	294,700	403,300	418,800	452,100	538,000
	73	296,000	403,800	419,100	452,300	538,800
	74	297,300	404,400	419,500	452,500	
	75	298,600	405,000	419,900	452,800	
	76	299,900	405,600	420,300	453,100	
	77	301,000	406,200	420,500	453,300	
	78	302,300	406,400	420,800	453,600	
	79	303,500	406,600	421,100	454,000	
	80	304,800	406,900	421,400	454,400	
	81	305,800	407,100	421,600	454,600	
	82	307,000	407,400	422,200		
	83	308,100	407,700	422,800		
	84	309,200	408,100	423,400		
	85	310,200	408,400	423,700		
	86	311,300	408,600			
	87	312,300	408,800			
	88	313,400	409,000			
	89	314,500	409,200			
	90	315,600	409,500			
	91	316,600	409,800			

	92	317,600	410,000			
	93	318,700	410,300			
	94	319,800	410,600			
	95	320,800	410,900			
	96	321,900	411,200			
	97	322,800	411,400			
	98	323,800	411,700			
	99	324,900	412,000			
	100	326,000	412,300			
	101	327,000	412,500			
	102	328,000				
	103	329,000				
	104	330,000				
	105	331,000				
	106	331,800				
	107	332,600				
	108	333,300				
	109	333,900				
	110	334,300				
	111	334,700				
	112	335,100				
	113	335,300				
	114	335,700				
	115	336,300				
	116	336,900				
	117	337,200				
	118	337,600				
	119	338,000				
	120	338,500				
	121	339,000				
	122	339,500				
	123	340,000				

	124	340,500				
	125	340,900				
	126	341,400				
	127	341,800				
	128	342,300				
	129	342,900				
	130	343,400				
	131	343,900				
	132	344,400				
	133	344,700				
	134	345,200				
	135	345,600				
	136	346,100				
	137	346,500				
	138	347,000				
	139	347,500				
	140	348,000				
	141	348,600				
	142	349,000				
	143	349,400				
	144	349,700				
	145	350,100				
再雇用 職員		263,300	289,100			392,800

備考

この表は、研究所に勤務し、試験検査又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 イ 事務職（1）給料表（第8条関係）

（平30規程11・全改・令元規程5・一部改正）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号	給								

再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,600	228,000	259,400	345,500	384,800	440,400	510,800
	2	145,700	230,200	261,200	347,800	387,300	442,700	
	3	146,900	232,200	263,000	350,000	390,000	444,800	
	4	148,000	234,100	264,900	352,400	392,500	447,000	
	5	149,100	235,800	266,700	354,700	395,100	448,600	
	6	150,200	237,500	268,900	357,000	397,800	450,400	
	7	151,300	239,200	271,000	359,100	400,600	452,300	
	8	152,400	241,000	273,200	361,400	403,300	454,300	
	9	153,500	242,500	275,400	363,600	405,700	456,200	
	10	154,900	244,100	277,600	365,800	408,100	457,900	
	11	156,200	245,900	279,700	367,900	410,400	459,400	
	12	157,500	247,700	281,900	370,100	412,700	461,200	
	13	158,700	249,300	284,100	372,200	414,800	462,500	
	14	160,200	251,200	286,200	374,400	416,800	464,000	
	15	161,700	252,700	288,200	376,500	418,700	465,400	
	16	163,300	254,500	290,300	378,700	420,700	466,900	
	17	164,500	255,900	292,600	381,000	422,600	468,200	
	18	166,000	257,900	294,800	383,200	424,500	469,500	
	19	167,500	259,800	296,900	385,300	426,300	470,700	
	20	169,000	261,700	299,100	387,500	428,200	471,700	
	21	170,300	263,600	301,200	389,500	430,000	472,500	
	22	173,000	265,500	303,400	391,200	431,600	473,000	
	23	175,600	267,300	305,500	392,800	433,100	473,400	
	24	178,200	269,200	307,700	394,500	434,700	473,800	
	25	180,800	271,100	310,000	396,200	436,200	474,000	
	26	182,500	273,000	312,100	397,700	437,500	474,400	
	27	184,200	274,700	314,200	399,300	438,800	474,800	
	28	185,900	276,600	316,300	400,900	440,100	475,300	
	29	187,300	278,400	318,300	402,300	441,200	475,900	
	30	187,300	280,300	320,400	403,500	442,500	476,300	
	31	187,300	282,100	322,500	404,600	443,700	476,700	
	32	188,000	283,900	324,600	405,800	445,000	477,100	
	33	189,500	285,700	326,600	406,900	445,900	477,600	
34	191,300	287,600	328,800	408,100	446,700	477,900		

35	192,900	289,400	330,800	409,300	447,300	478,300		
36	194,700	291,300	332,900	410,500	447,800	478,700		
37	195,700	292,800	334,700	411,400	448,200	479,000		
38	197,400	294,600	336,800	412,100	448,700	479,400		
39	203,500	296,400	338,900	412,800	449,000	479,800		
40	203,500	298,200	341,000	413,500	449,400	480,200		
41	209,000	300,000	342,800	414,200	449,700	480,500		
42	209,000	301,700	344,800	414,900	450,000	480,800		
43	209,000	303,300	346,800	415,500	450,300	481,100		
44	210,800	305,000	348,800	415,900	450,600	481,300		
45	212,400	306,700	350,700	416,300	450,800	481,500		
46	214,100	308,400	352,600	416,600	451,000			
47	216,100	310,100	354,400	416,800	451,200			
48	218,100	311,800	356,300	417,000	451,400			
49	219,900	313,000	358,000	417,200	451,600			
50	222,000	314,600	359,500	417,400	451,800			
51	224,000	316,200	361,000	417,600	452,000			
52	226,000	317,800	362,500	417,800	452,200			
53	227,700	319,400	363,800	418,000	452,400			
54	229,400	321,000	364,900	418,200	452,600			
55	231,100	322,600	366,000	418,400	452,800			
56	233,000	324,100	367,100	418,600	453,000			
57	234,300	325,500	368,000	418,800	453,200			
58	236,000	326,700	369,100	419,000				
59	237,600	327,900	370,200	419,200				
60	239,300	328,900	371,300	419,400				
61	240,600	329,600	372,100	419,600				
62	242,100	330,500	372,800	419,800				
63	243,200	331,400	373,400	420,000				
64	244,700	332,200	374,100	420,200				
65	245,900	332,800	374,400	420,400				
66	247,400	333,500	375,100	420,600				
67	248,900	334,300	375,800	420,800				
68	250,500	335,100	376,500	421,000				
69	251,600	335,800	376,800	421,200				

70	253,200	336,500	377,500	421,400				
71	254,700	337,200	378,200	421,600				
72	256,300	337,900	378,900	421,800				
73	257,500	338,200	379,500	422,000				
74	258,900	338,800	380,200					
75	260,300	339,400	380,900					
76	261,700	340,000	381,600					
77	262,900	340,300	381,800					
78	264,300	340,800	382,200					
79	265,700	341,300	382,500					
80	267,100	341,800	382,800					
81	268,300	342,200	383,100					
82	269,600	342,700	383,400					
83	270,900	343,100	383,700					
84	272,100	343,600	384,000					
85	273,100	343,800	384,400					
86	274,400	344,300	384,700					
87	275,700	344,700	385,100					
88	277,000	345,200	385,500					
89	278,100	345,500	385,700					
90	279,200	346,000	385,900					
91	280,300	346,500	386,100					
92	281,400	347,000	386,300					
93	282,400	347,200	386,500					
94	283,400	347,400	386,700					
95	284,400	347,900	386,900					
96	285,300	348,400	387,100					
97	286,100	348,600	387,300					
98	287,000	349,000	387,500					
99	287,900	349,400	387,700					
100	288,800	349,600	387,900					
101	289,700	349,800	388,100					
102	290,500	350,000						
103	291,300	350,200						
104	292,100	350,400						

	105	292,700	350,700						
	106	293,200	350,900						
	107	293,700	351,100						
	108	294,000	351,300						
	109	294,200	351,500						
	110	294,500	351,700						
	111	294,800	351,900						
	112	295,000	352,100						
	113	295,200	352,300						
	114	295,600							
	115	296,000							
	116	296,400							
	117	296,600							
	118	296,900							
	119	297,200							
	120	297,500							
	121	297,800							
	122	298,200							
	123	298,600							
	124	298,800							
	125	299,000							
	126	299,400							
	127	299,600							
	128	299,800							
	129	300,000							
	130	300,200							
	131	300,400							
	132	300,600							
	133	300,800							
	134	301,000							
	135	301,200							
	136	301,400							
	137	301,600							
	138	301,800							
	139	302,000							

	140	302,200							
	141	302,400							
	142	302,600							
	143	302,800							
	144	303,000							
	145	303,200							
	146	303,400							
	147	303,600							
	148	303,800							
	149	304,000							
	150	304,200							
	151	304,400							
	152	304,600							
	153	304,800							
	154	305,000							
	155	305,200							
	156	305,400							
	157	305,600							
再雇用職員		215,800	237,200	259,900	295,300	364,500	381,200	398,000	451,200

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 ロ 事務職（2）給料表（第8条関係）

（平30規程11・全改・令元規程16・一部改正）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	131,300	229,300	284,700
	2	132,200	231,200	286,800
	3	133,200	232,900	288,600
	4	134,100	234,600	290,600
	5	135,100	236,300	292,300
	6	136,100	237,600	294,500

	7	137,100	238,900	296,300
	8	138,100	240,400	298,300
	9	138,900	241,400	300,100
	10	139,900	242,500	301,900
	11	140,900	243,800	303,700
	12	142,000	245,100	305,600
	13	142,800	246,000	307,300
	14	143,800	247,400	309,000
	15	144,800	248,500	310,600
	16	145,800	249,900	312,300
	17	146,900	250,900	313,800
	18	148,100	252,200	315,600
	19	149,300	253,500	317,400
	20	150,500	254,900	319,100
	21	151,600	256,100	320,600
	22	152,800	257,300	322,200
	23	154,000	258,500	323,700
	24	155,200	259,800	325,200
	25	156,400	260,800	327,000
	26	157,900	262,000	328,600
	27	159,400	263,200	330,000
	28	160,900	264,500	331,500
	29	162,300	265,600	332,700
	30	163,800	266,800	333,800
	31	165,300	267,900	335,000
	32	166,800	269,000	336,300
	33	168,300	270,300	337,400
	34	170,100	271,600	338,600
	35	171,900	272,700	339,600
	36	173,700	273,800	340,700
	37	175,400	274,600	342,000
	38	177,100	275,600	343,300
	39	178,800	276,700	344,600
	40	180,500	277,800	345,900
	41	182,100	278,900	347,000

	42	183,600	280,000	348,000
	43	185,100	281,000	349,200
	44	186,600	282,100	350,500
	45	187,900	283,100	351,400
	46	189,300	284,200	352,500
	47	190,800	285,300	353,500
	48	192,300	286,300	354,600
	49	193,500	287,100	355,400
	50	193,500	288,200	356,100
	51	193,500	289,300	356,600
	52	193,500	290,400	357,200
	53	193,800	291,200	357,700
	54	194,900	292,200	358,200
	55	195,900	293,200	358,600
	56	197,100	294,100	358,900
	57	198,200	294,900	359,400
	58	199,700	295,900	359,700
	59	200,900	296,900	360,100
	60	202,300	297,700	360,500
	61	203,100	298,200	360,800
	62	204,600	299,000	361,300
	63	206,200	299,800	361,600
	64	207,600	300,600	362,000
	65	208,700	301,200	362,300
	66	210,100	302,000	362,600
	67	211,700	302,800	362,800
	68	213,000	303,700	363,200
	69	214,200	304,300	363,400
	70	215,300	305,200	
	71	216,700	306,100	
	72	218,100	307,000	
	73	219,100	307,700	
	74	220,700	308,700	
	75	222,100	309,500	
	76	223,600	310,500	

	77	224,800	311,300	
	78	225,900	312,200	
	79	227,000	313,100	
	80	228,300	314,000	
	81	228,800	314,800	
	82	229,900	315,700	
	83	231,000	316,500	
	84	232,100	317,300	
	85	233,000	317,900	
	86	234,200	318,900	
	87	235,000	319,700	
	88	236,200	320,500	
	89	237,000	321,300	
	90	238,200	322,300	
	91	239,300	323,200	
	92	240,500	324,000	
	93	241,600	324,600	
	94	242,600	325,200	
	95	243,500	326,000	
	96	244,600	326,800	
	97	245,500	327,400	
	98	246,500	328,100	
	99	247,500	328,800	
	100	248,500	329,400	
	101	249,300	330,200	
	102	250,200	331,000	
	103	251,200	331,600	
	104	252,000	332,300	
	105	252,900	333,100	
	106	253,600	333,700	
	107	254,400	334,400	
	108	255,200	335,100	
	109	255,900	335,700	
	110	256,500	336,300	
	111	257,100	337,000	

	112	257,600	337,800	
	113	258,000	338,300	
	114	258,500	339,000	
	115	259,000	339,700	
	116	259,600	340,200	
	117	260,000	340,900	
	118	260,500		
	119	261,000		
	120	261,500		
	121	261,800		
	122	262,000		
	123	262,200		
	124	262,400		
	125	262,600		
	126	262,800		
	127	263,000		
	128	263,200		
	129	263,400		
	130	263,600		
	131	263,800		
	132	264,000		
	133	264,200		
	134	264,400		
	135	264,600		
	136	264,800		
	137	265,000		
	138	265,200		
	139	265,400		
	140	265,600		
	141	265,800		
	142	266,000		
	143	266,200		
	144	266,400		
	145	266,600		
	146	266,800		

	147	267,000		
	148	267,200		
	149	267,400		
	150	267,600		
	151	267,800		
	152	268,000		
	153	268,200		
	154	268,400		
	155	268,600		
	156	268,800		
	157	269,000		
	158	269,200		
	159	269,400		
	160	269,600		
	161	269,800		
	162	270,000		
	163	270,200		
	164	270,400		
	165	270,600		
	166	270,800		
	167	271,000		
	168	271,200		
	169	271,400		
	170	271,600		
	171	271,800		
	172	272,000		
	173	272,200		
	174	272,400		
	175	272,600		
	176	272,800		
	177	273,000		
再雇用 職員		205,300	226,900	247,700

備考 この給料表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第3 医療職（2）給料表

（平30規程11・全改・令元規程5・一部改正）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,800	247,900	285,100	335,300	383,700
	2	151,200	249,300	287,400	337,600	386,400
	3	152,600	250,800	289,600	339,900	389,100
	4	154,000	252,300	291,900	342,200	391,700
	5	155,200	253,200	294,100	344,400	394,300
	6	157,000	254,700	296,400	346,800	397,000
	7	158,700	256,100	298,700	349,200	399,700
	8	160,400	257,500	300,900	351,500	402,400
	9	162,100	258,800	303,000	353,600	405,000
	10	163,700	260,200	305,300	355,900	407,300
	11	165,300	261,600	307,600	358,100	409,700
	12	166,900	263,000	309,900	360,400	412,000
	13	168,400	264,200	312,300	362,400	413,900
	14	170,300	266,100	314,500	364,600	416,000
	15	172,300	268,000	316,700	366,900	418,000
	16	174,200	269,800	318,900	369,100	420,100
	17	176,100	271,500	321,000	371,000	421,900
	18	177,900	273,400	323,100	373,500	423,900
	19	179,800	275,300	325,200	375,900	425,900
	20	181,600	277,200	327,400	378,200	428,000
	21	183,500	278,800	329,600	380,400	429,800
	22	185,000	280,700	331,600	382,700	431,400
	23	186,500	282,500	333,500	384,900	432,800
	24	188,000	284,400	335,500	387,100	434,400
	25	193,400	286,300	337,700	388,900	436,000
	26	193,400	288,200	339,700	390,800	437,300
	27	193,400	290,100	341,600	392,400	438,600
28	193,400	291,900	343,600	394,100	439,900	

	29	194,600	293,700	345,400	395,800	441,100
	30	196,600	295,600	347,300	397,400	442,100
	31	198,400	297,500	349,100	399,100	443,100
	32	200,200	299,400	351,000	400,700	444,100
	33	201,700	301,100	352,800	402,200	445,100
	34	203,700	302,900	354,700	403,500	446,100
	35	210,000	304,700	356,500	404,700	447,100
	36	210,000	306,400	358,400	406,000	447,900
	37	210,000	308,000	360,300	406,900	448,600
	38	210,900	309,700	361,900	408,100	449,000
	39	212,800	311,400	363,600	409,300	449,400
	40	214,600	313,100	365,200	410,500	449,700
	41	216,100	314,600	366,400	411,400	449,900
	42	217,600	316,300	367,600	412,200	450,100
	43	219,300	318,000	368,800	413,000	450,300
	44	220,900	319,700	370,000	413,800	450,500
	45	222,100	320,900	371,100	414,300	450,700
	46	223,900	322,500	372,200	414,900	450,900
	47	225,600	324,000	373,300	415,500	451,100
	48	227,300	325,600	374,400	416,000	451,300
	49	229,100	327,100	375,500	416,200	451,500
	50	230,600	328,400	376,500	416,400	451,700
	51	232,100	329,700	377,500	416,600	451,900
	52	233,700	331,000	378,500	416,800	452,100
	53	235,200	332,000	379,200	417,000	452,300
	54	236,700	333,100	380,100	417,300	
	55	238,100	334,200	381,000	417,500	
	56	239,600	335,100	381,900	417,700	
	57	240,900	335,700	382,400	417,900	
	58	242,300	336,600	383,200	418,100	
	59	243,700	337,500	384,000	418,300	
	60	245,200	338,300	384,800	418,500	
	61	246,500	338,800	385,300	418,700	
	62	248,000	339,400	386,000	418,900	
	63	249,500	340,100	386,700	419,100	

	64	250,900	340,800	387,400	419,400	
	65	252,200	341,300	388,000	419,600	
	66	253,800	342,000	388,700	419,900	
	67	255,300	342,700	389,300	420,100	
	68	256,900	343,400	389,800	420,300	
	69	258,400	343,900	390,000	420,500	
	70	259,800	344,500	390,400	420,700	
	71	261,200	345,100	390,700	420,900	
	72	262,600	345,700	391,000	421,100	
	73	263,800	346,000	391,400	421,300	
	74	265,200	346,600	391,800		
	75	266,600	347,200	392,100		
	76	268,000	347,800	392,400		
	77	269,100	348,000	392,700		
	78	270,400	348,500	393,100		
	79	271,700	349,000	393,600		
	80	272,900	349,500	394,000		
	81	273,800	349,700	394,200		
	82	275,100	350,100	394,500		
	83	276,400	350,500	394,800		
	84	277,700	350,800	395,100		
	85	278,700	351,000	395,400		
	86	279,800	351,400	395,700		
	87	280,900	351,800	396,000		
	88	282,000	352,200	396,300		
	89	283,000	352,700	396,600		
	90	284,000	353,100	396,900		
	91	285,100	353,500	397,200		
	92	286,200	353,800	397,500		
	93	287,100	354,000	397,800		
	94	287,900	354,300	398,000		
	95	288,700	354,600	398,200		
	96	289,500	354,800	398,400		
	97	290,200	355,000	398,600		
	98	290,800	355,200			

	99	291,400	355,400			
	100	292,000	355,600			
	101	292,500	355,800			
	102	293,000	356,000			
	103	293,500	356,200			
	104	293,900	356,400			
	105	294,100	356,600			
	106	294,300				
	107	294,500				
	108	294,700				
	109	295,000				
	110	295,200				
	111	295,400				
	112	295,600				
	113	295,800				
	114	296,000				
	115	296,200				
	116	296,400				
	117	296,600				
	118	296,800				
	119	297,000				
	120	297,200				
	121	297,400				
	122	297,600				
	123	297,800				
	124	298,000				
	125	298,200				
	126	298,400				
	127	298,600				
	128	298,800				
	129	299,000				
	130	299,200				
	131	299,400				
	132	299,600				
	133	299,800				

	134	300,000				
	135	300,200				
	136	300,400				
	137	300,600				
	138	300,800				
	139	301,000				
	140	301,200				
	141	301,400				
	142	301,600				
	143	301,800				
	144	302,000				
	145	302,200				
	146	302,400				
	147	302,600				
	148	302,800				
	149	303,000				
	150	303,200				
	151	303,400				
	152	303,600				
	153	303,800				
	154	304,000				
	155	304,200				
	156	304,400				
	157	304,600				
再雇用職員		216,000	247,800	261,500	329,600	372,700

備考 この表は、本法人に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第4 級別標準職務表（第8条関係）

1. 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	職級	標準的な職務
------	----	--------

1級	研究員級	研究員の職務
2級	主任研究員級	主任研究員の職務
3級	主幹研究員級	課長補佐の職務 主幹研究員の職務
4級	総括研究員級	課長の職務 総括研究員の職務
5級	総括研究員級	部長の職務

2. 事務職（1）給料表級別標準職務表

職務の級	職級	標準的な職務
1級	主事級及び技師級	主事又は技師の職務
2級	主事級及び技師級	副主査の職務
3級	主査級	主査・主査（総括）の職務
4級	課長補佐級	課長補佐の職務
5級	課長級	参事の職務 課長の職務
6級	課長級	※適用しない
7級	次長級	部長の職務
8級	部長級	役員の職務

3. 事務職（2）給料表級別標準職務表

職務の級	職級	標準的な職務
1級	主事級及び技師級	主事又は技師の職務
2級	主事級及び技師級	副主査の職務
3級	主査級	主査の職務

4. 医療職（2）給料表級別標準職務表

職務の級	職級	標準的な職務
1級	技師級	技師の職務
2級	技師級	副主査の職務
3級	主査級	主査の職務

別表第5（第23条関係）

職	区分	
	研究職	事務職
副理事長	三種	三種
理事、部長	四種	四種

課長、参事	四種	五種
総括研究員	七種	

別表第6 管理職手当の額（第23条関係）

イ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当の月額
5級	三種	104,600円
	四種	94,100円
4級	四種	81,400円
	七種	72,400円

ロ 事務職（1）給料表

職務の級	区分	管理職手当の月額
8級	三種	113,800円
	四種	102,400円
7級	三種	102,100円
	四種	91,900円
6級	三種	94,600円
	四種	85,100円
	五種	75,700円
5級	四種	80,100円
	五種	71,200円